

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 31 年 3 月 15 日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第 12 号

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 各号列記以外の部分中「以下同じ」を「以下第 6 条の 4 まで同じ」に、「降車の際」を「運賃を支払う際」に改め、同条第 2 号中「支払うことができる」を「支払わなければならない」に改める。

第 6 条の 3 各号列記以外の部分中「(循環 1 号系統を除く。以下同じ。)」を削り、同条第 2 号中「前号による乗車の当日」の右に「(午前 3 時から翌日の午前 3 時までとする。次条において同じ。)」を加える。

第 6 条の 4 中「(循環 1 号系統を除く。以下同じ。)」を削る。

第 8 条第 2 号中「当日」の右に「(最終列車の営業を終了する時刻までとする。)」を加える。

第 13 条中「降車する時」の右に「(ただし、別に指定する場合は乗車する時)」を加える。

第 20 条中「降車する時」の右に「(ただし、別に指定する場合は乗車する時)」を加える。

第 26 条中「第 1 号又は第 2 号に該当する時は、」を削り、「回収するものとする」を「回収できるものとする」に改める。

第 29 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 削除

第 29 条第 2 項を次のように改める。

2 削除

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 16 日から施行する。

(交通局営業推進室)